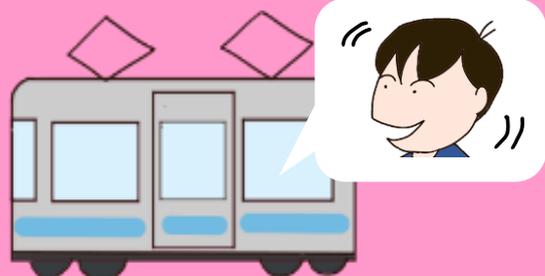


Q1 「契約」はどれでしょう？

サイタマ君の、ある日の行動です。この中で「契約」はどれでしょう？



①コンビニでお菓子を買う



②電車に乗る



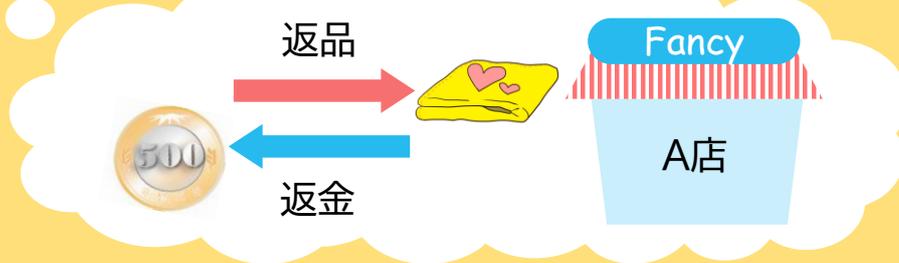
③親と「100点を取ったら、〇〇パークに連れて行ってもらう」約束をする



④オンラインゲームでアイテムを買う(課金する)

Q2 お金を返してもらえる？もらえない？

サイタマさんは昨日、A店で黄色のハンカチを買いました。今日、別のお店で青色のハンカチを見つけ、そちらの方がほしくなったのでA店に黄色のハンカチを返して(返品)、お金を返してもらいたい(返金)と思っています。さて、返品・返金できるでしょうか？



①ハンカチを使っていなければ

②レシートを持って行けば

③買ってから8日以内なら
クーリング・オフできる

④できない

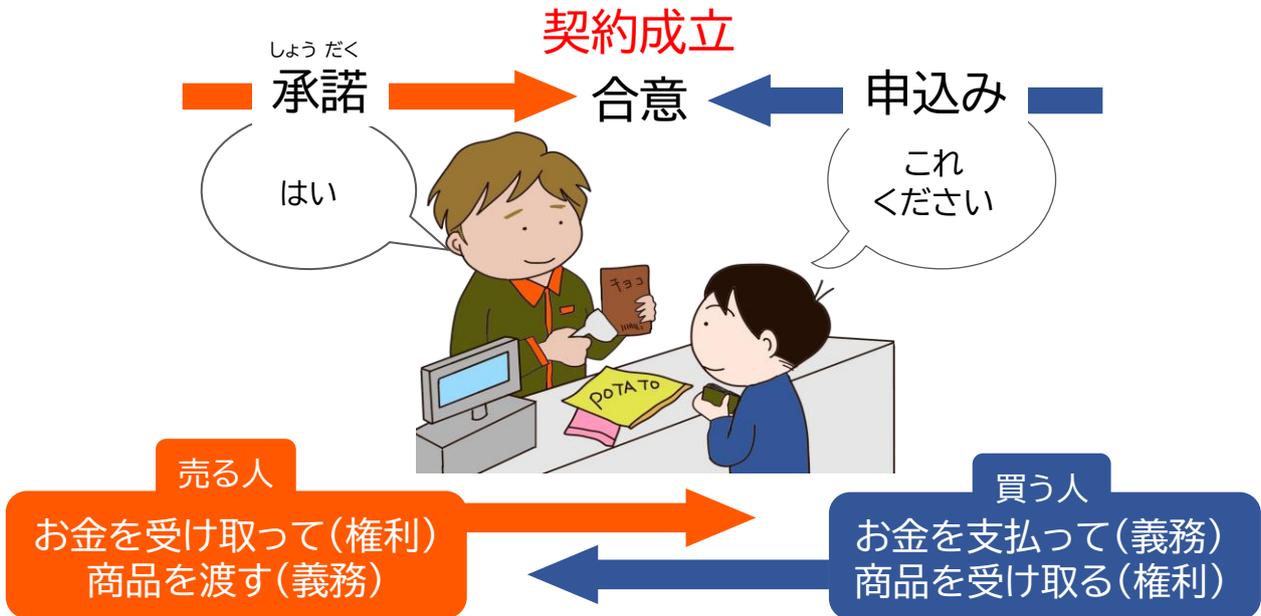
小学生も
消費者

くらしの基本を知ろう！

解説編

A1 「契約」とは【正解は①②④】

契約は、一方の「この内容で契約したいです」という意思表示(申込み)に対して、相手方が「いいですよ」という意思表示(承諾)をしたときに成立します。



契約は、守らなければならないと法律で決められている約束です。

契約が成立すると、「権利(してもらえること)」と「義務(しなければならないこと)」が発生します。約束を守らないと、法律で罰を受けることになる場合があります。

③「親との約束」は、守らなくても法律で罰があるわけではないので、「契約」ではありません。

A2 お金を返してもらえる？もらえない？【正解は④】

一度成立した契約は、どちらか一方の都合だけで勝手にやめることはできません。



お店が「いいですよ」と言えば返品・返金できます

③「クーリング・オフ」は、“買おう”と思ってお店に行って買ったり、オンラインゲームで課金したとき(通信販売など)では使えません。



埼玉県消費生活支援センター

川口:048-261-0999

熊谷:048-524-0999



ホームページ



公式X



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっちゃん

【受付時間】9:00~16:00 月~土

祝日・12月29日~1月3日を除く

*土曜日の来所相談は事前予約制です。詳しくはホームページでご確認ください。